

指宿広域市町村圏組合管理者等の給与に関する条例

(平成5年指宿広域市町村圏組合条例第19号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号

平成19年指宿広域市町村圏組合条例第1号

平成25年指宿広域市町村圏組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の給与並びに費用弁償の支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 管理者等の給与の額は、次のとおりとする。

(1) 管理者 月額 6,500円

(2) 副管理者 月額 6,000円

(支給期日)

第3条 給与は、毎年9月及び3月に支給する。

2 月の中途において、就任又は退職若しくは失職した者には、その日から又はその日まで日割計算により、その月分として支給する。

(費用弁償)

第4条 管理者等が会議に出席したときは、日額 1,200円を支給する。

附 則

この条例は公布の日から施行し、平成5年10月1日から適用する。

附 則 (平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。